

# 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 （支援資金）のご案内

## 支援資金のポイント

- 👉 **ポイント1** 土地改良事業の地元負担金の6分の5を無利子で融資  
（ただし、日本公庫無利子資金対象事業を除きます。）
- 👉 **ポイント2** 全国土地改良事業団体連合会の認定を受けた水田・畑作  
経営所得安定対策等支援計画(支援計画)に基づき融資
- 👉 **ポイント3** 地元負担金を有利子借入金で納入又は償還済みの場合、  
借入金残高の6分の5を無利子で融資
- 👉 **ポイント4** 融資した資金の返済期間は、据置期間を含め最長25年
- 👉 **ポイント5** 返済開始までの据置期間は最長10年
- 👉 **ポイント6** 融資は、全国土地改良事業団体連合会が、都道府県土地  
改良事業団体連合会を通じて実施
- 👉 **ポイント7** 融資を受けるためには、担い手への農地集積が必要



## Q 受益者負担はどのくらい軽減されますか？

A 県営事業の地元負担額 2億1,600万円（事業実施6年間の合計）の場合で比較します。

有利子で全額融資を受ける場合と、支援資金による無利子融資を受ける場合（6分の5に当たる1億8,000万円を借入れ）とで比較すると、総額でおよそ **1,160万円**の利息が軽減されます。〔下記事例の利息軽減額：13,967千円－2,366千円＝11,601千円〕

### 《利息計算事例》

（県営事業）事業実施 平成28～33年の6年間、各年度の地元負担額 3,600万円  
 （借入時期）各事業実施年度の3月下旬  
 （事業初年度に有利子借入れにより負担した分は、6月に支援資金で借換え）  
 （償還条件）据置3年、償還15年、利率0.6%、払込期日11月20日



#### 【全額有利子借入れのとき】

（単位：円）

年度	借入額	払込期日	元金	利息	払込額計	残元金
H28	36,000,000	(平成28年度末)				36,000,000
H29	36,000,000	平成29年11月20日	0	144,394	144,394	72,000,000
H30	36,000,000	平成30年11月20日	0	360,394	360,394	108,000,000
H31	36,000,000	平成31年11月20日	0	577,578	577,578	144,000,000
H32	36,000,000	平成32年11月20日	2,300,807	790,619	3,091,426	177,699,193
H33	36,000,000	平成33年11月20日	4,615,419	992,505	5,607,924	209,083,774
		平成34年11月20日	6,943,919	1,182,304	8,126,223	202,139,855
		平成35年11月20日	9,286,390	1,212,838	10,499,228	192,853,465
		平成36年11月20日	11,642,916	1,157,119	12,800,035	181,210,549
		平成37年11月20日	14,013,581	1,087,261	15,100,842	167,196,968
		平成38年11月20日	14,097,663	1,003,179	15,100,842	153,099,305
		平成39年11月20日	14,182,249	918,593	15,100,842	138,917,056
		平成40年11月20日	14,267,343	833,499	15,100,842	124,649,713
		平成41年11月20日	14,352,947	747,895	15,100,842	110,296,766
		平成42年11月20日	14,439,065	661,777	15,100,842	95,857,701
		平成43年11月20日	14,525,699	575,143	15,100,842	81,332,002
		平成44年11月20日	14,612,853	487,989	15,100,842	66,719,149
		平成45年11月20日	14,700,530	400,312	15,100,842	52,018,619
		平成46年11月20日	14,788,738	312,104	15,100,842	37,229,881
		平成47年11月20日	12,360,663	223,372	12,584,035	24,869,218
		平成48年11月20日	9,918,019	149,209	10,067,228	14,951,199
		平成49年11月20日	7,460,720	89,701	7,550,421	7,490,479
		平成50年11月20日	4,988,677	44,937	5,033,614	2,501,802
		平成51年11月20日	2,501,802	15,005	2,516,807	0
計	216,000,000		216,000,000	13,967,727	229,967,727	

#### 【支援資金 1億8,000万円利用のとき（H28年度の支援資金は、29年6月借入れ）】

（単位：円）

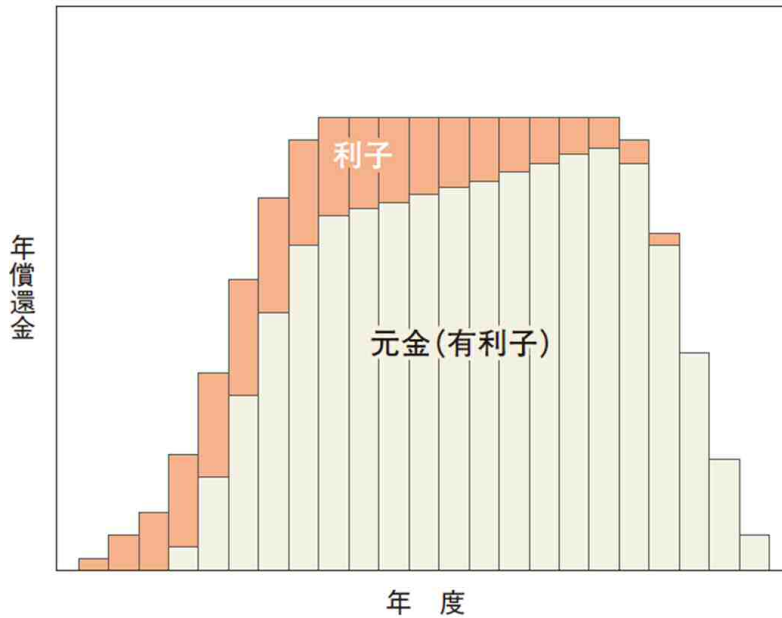
年度	借入額	うち支援資金	払込期日	元金	利息	払込額計	残元金
H28	36,000,000	30,000,000	(平成28年度末)				36,000,000
H29	36,000,000	30,000,000	平成29年11月20日	0	62,530	62,530	72,000,000
H30	36,000,000	30,000,000	平成30年11月20日	0	60,065	60,065	108,000,000
H31	36,000,000	30,000,000	平成31年11月20日	0	96,263	96,263	144,000,000
H32	36,000,000	30,000,000	平成32年11月20日	2,383,467	131,769	2,515,236	177,616,533
H33	36,000,000	30,000,000	平成33年11月20日	4,769,235	165,567	4,934,802	208,847,298
			平成34年11月20日	7,157,318	197,050	7,354,368	201,689,980
			平成35年11月20日	9,547,729	202,139	9,749,868	192,142,251
			平成36年11月20日	11,940,483	192,852	12,133,335	180,201,768
			平成37年11月20日	14,335,593	181,209	14,516,802	165,866,175
			平成38年11月20日	14,349,607	167,195	14,516,802	151,516,568
			平成39年11月20日	14,363,705	153,097	14,516,802	137,152,863
			平成40年11月20日	14,377,887	138,915	14,516,802	122,774,976
			平成41年11月20日	14,392,155	124,647	14,516,802	108,382,821
			平成42年11月20日	14,406,508	110,294	14,516,802	93,976,313
			平成43年11月20日	14,420,947	95,855	14,516,802	79,555,366
			平成44年11月20日	14,435,473	81,329	14,516,802	65,119,893
			平成45年11月20日	14,450,086	66,716	14,516,802	50,669,807
			平成46年11月20日	14,464,795	52,007	14,516,802	36,205,012
			平成47年11月20日	12,060,116	37,219	12,097,335	24,144,896
			平成48年11月20日	9,653,009	24,859	9,677,868	14,491,887
			平成49年11月20日	7,243,460	14,941	7,258,401	7,248,427
			平成50年11月20日	4,831,453	7,481	4,838,934	2,416,974
			平成51年11月20日	2,416,974	2,493	2,419,467	0
計	216,000,000	180,000,000		216,000,000	2,366,492	218,366,492	



## 借入金償還のイメージ図

左ページの事例をグラフにすると、次のようになります。

### 【全額有利子借入れのとき】

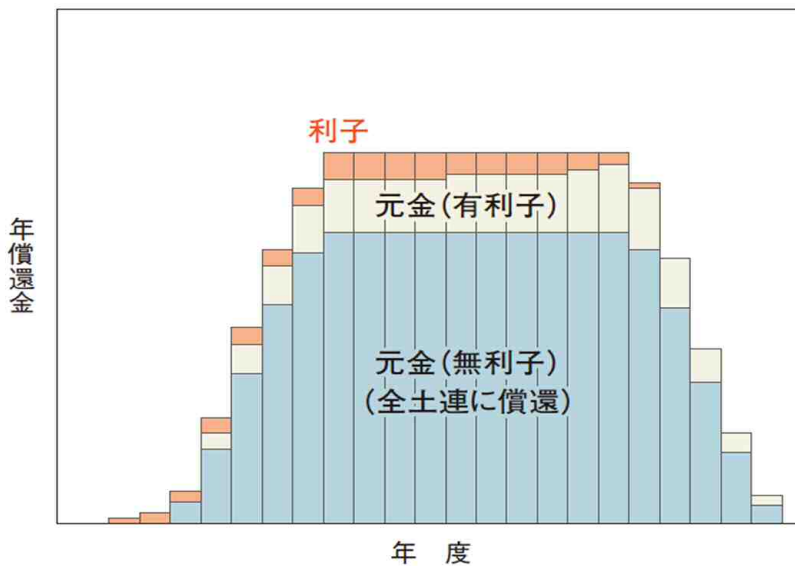


利息総額

13,967千円



### 【支援資金利用のとき】



利息総額

2,366千円



支援資金の利用により、利息が軽減されるだけではありません。

ピーク時の元金を含めた年償還額がおよそ **58万円** 軽減されます!!!

〔支援資金利用なし15,100千円 ⇨ 利用後14,516千円 (差額) 584千円〕

### Q どの土地改良事業でも無利子融資を受けられるのですか？

A 国営事業、県営事業、団体営事業どの事業であっても土地改良法に基づく事業であれば対象となりますが、日本政策金融公庫の「担い手農地集積事業（無利子融資）」の対象となる土地改良事業は対象外となります。

支援資金（無利子融資）の対象となる土地改良事業であるかどうかは、都道府県土連にお問い合わせ下さい。

### Q 融資を受けられる額はどうやって計算するのですか？

A 県営事業であれば、県発行の納入通知書をご覧下さい。左記の場合は、

納入通知書	
金額	36,000,000円
納期限	平成29年3月31日

$36,000,000円 \times 5/6 = 30,000,000円$   
が融資の上限となります。

### Q 担い手への農地集積とはどういうことですか？

A 受益面積に占める担い手の経営面積の割合を増やすことをいいます。

集積の状況は下記の式により算出する「担い手農地利用集積率」で判断します。

なお、担い手農家とは「認定農業者」や「中心経営体」等をいいますが、詳しくは都道府県土連へお問い合わせ下さい。

$$\frac{\text{担い手の経営等農用地の合計面積}}{\text{受益面積}} \times 100 = \text{担い手農地利用集積率 (\%)}$$

## Q 担い手農地利用集積率をどれだけ増やせばいいのですか？

採択時	要件（目標）
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア増加
100%	維持

※①目標集積率60%未満は採択しない。

②目標集積率8割以上、かつ5ポイント以上増加の場合は上限の限りではない。

③受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5ポイント以上の増加の場合は上記の限りではない。

### A 例えば、

(1) 受益面積が123ha、担い手の経営面積が55haの場合、担い手農地利用集積率は44.71%となり、上記の要件をあてはめると、担い手農地利用集積率は10ポイント以上の増加が必要となりますが、目標集積率60%未満は採択されませんので、目標集積率60%以上、すなわち15.3ポイント以上の増加が必要となります。

(2) 受益面積が3,048ha、担い手の経営面積が1,361haの場合、担い手農地利用集積率は44.65%となり10ポイント以上の増加が必要となりますが、受益面積3,000ha以上の特例適用により、10ポイント未満の増加であっても、目標集積率が50%以上かつ5ポイント以上（この事例の場合、5.4ポイント以上）の増加であれば採択されます。

◇また、現在の担い手の経営農地を増やすだけでなく、新たな担い手を追加することもできます。

◇なお、目標年度は、事業完了年度から4年以内に設定してください。

**Q 支援計画は誰が作成するのですか？**

A 土地改良区で作成してください。

土地改良区が設立されていない地区の場合、市町村で作成してください。

**Q 支援計画の作成から資金借入までのスケジュールはどうなりますか？**

A 平成28年度から始まる県営事業（2ページ目の事例）について、平成28年度に支援計画の認定を受けて、支援資金を借り入れるときのスケジュールは次のとおりです。

支援計画認定～支援資金借入れまでの流れ  
(平成28年度着工、同年度に支援計画の認定を受ける場合)

年度	月	項目
平成28年度	4月以降	平成28年度事業の実施
	8月	支援計画の作成 ※担い手農地利用集積率の算出(8月1日時点の担い手データをもとに作成・算出) (地元負担額等、事業計画書に基づいて支援計画を作成)
	9月末まで	支援計画の申請にあたって総代会の議決 (市町村申請の場合、受益者の支援計画に係る同意書受領)
	9月末まで	土地改良区→県土連(支援計画の認定申請)
	1月	支援計画の認定
	3月	平成28年度事業地元負担額、有利子資金借入れにより県あて納入
	3月	総代会借入議決(平成29年度事業支援資金借入れ)(平成28年度事業有利子資金の借換え)
平成29年度	4月以降	平成29年度事業の実施
	4月	平成28年度納入時に借りた有利子借入金を借り換えるため、借入申請(土地改良区→県土連)
	6月	平成28年度有利子借入金の6分の5を支援資金で借換え
	1月	平成29年度事業地元負担に係る借入申請(土地改良区→県土連)
	2月	平成29年度事業地元負担額の決定(県からの納入通知)
	3月	平成29年度事業地元負担額(県からの納入通知額)の6分の5を限度に借入れ
	3月	総代会借入議決(平成30年度事業支援資金借入れ)
平成30年度以降	4月以降	当該年度事業の実施
	1月	当該年度事業地元負担に係る借入申請(土地改良区→県土連)
	2月	当該年度事業地元負担額の決定(県からの納入通知)
	3月	当該年度事業地元負担額(県からの納入通知額)の6分の5を限度に借入れ
	3月	総代会借入議決(翌年度事業支援資金借入れ) ※最終年度の場合は借入議決不要



**支援計画は、借入希望年度の前年度までに作成、認定を受ける必要があります。**

**Q どんな計画書が必要ですか？**

**支援計画は表紙込みで5ページです。**

別記様式第1号

	都道府県名	〇〇県
	当初認定年度	平成28年度
	認定地区番号	H28-6-00-0000-1-4

**水田・畑作経営所得安定対策等支援計画**

まるまる  
〇〇地区（県営〇〇〇〇〇〇事業）

平成28年7月

申請主体（〇〇土地改良区）  
借入主体（〇〇土地改良区）

※借入主体（借入主体が複数ある場合はその代表者を記載して下さい）

都道府県土地改良事業団体連合会にお問い合わせ下さい

地区名とふりがな

土地改良事業の名称

土地改良区名

土地改良法に基づき認可された事業計画書から転記してください。

〇〇地区 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画

1. 対象となる土地改良事業等の概要

都道府県名	市町村名	地区名	対象事業名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	土地改良区等負担額 (千円)
〇〇県	〇〇町	〇〇	県営〇〇〇〇〇〇事業	H28	H33	H36	123.0	80	1,728,000	216,000

注：目標年度は完了年度から4年目以内又は水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の着手から5年目以内とする。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業の概要

(1) 借入計画

借入主体 (借入主体番号)	借入額 (千円) A	土地改良区等負担額 (千円) B	土地改良区負担額に占める借入限度額 C = B × 5/6 (≥ A)	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	借入期間 (年)
〇〇土地改良区 (1001)	<30,000> 150,000	(0) 216,000	180,000	123.0	80	5
合計	<30,000> 150,000	(0) 216,000	180,000	123.0	80	

注：借入主体が複数ある場合は借入主体ごとに記載する。

土地改良区負担額の6分の5が借入限度額となります。

(2) 担い手農地利用集積向上計画

	受益面積 (ha) ①	担い手経営等 農用地面積 (ha) ②	担い手農地 利用集積率 (%) ③=②/①	備考
採択時 (平成28年度)	123.0	55.0	44.7	
目標年度 (平成36年度)	123.0	69.0	56.1	

3. 償還計画

【〇〇土地改良区】

(単位：千円)

年度	借入額 (a)	借入累積額 (b)	償還額 (c)	償還累積額 (d)	借入残高 (b) - (d)
H29	60,000	60,000	0	0	60,000
H30	30,000	90,000	0	0	90,000
H31	30,000	120,000	0	0	120,000
H32	30,000	150,000	2,000	2,000	148,000
H33	30,000	180,000	4,000	6,000	174,000
H34			6,000	12,000	168,000
H35			8,000	20,000	160,000
H36			10,000	30,000	150,000
H37			12,000	42,000	138,000
H38			12,000	54,000	126,000
H39			12,000	66,000	114,000
H40			12,000	78,000	102,000
H41			12,000	90,000	90,000
H42			12,000	102,000	78,000
H43			12,000	114,000	66,000
H44			12,000	126,000	54,000
H45			12,000	138,000	42,000
H46			12,000	150,000	30,000
H47			10,000	160,000	20,000
H48			8,000	168,000	12,000
H49			6,000	174,000	6,000
H50			4,000	178,000	2,000
H51			2,000	180,000	0
計	180,000		180,000		

4. 推進体制

協議会名	〇〇地区水田・畑作経営所得安定対策等支援事業推進協議会
設立日	平成28年7月1日
代表者	〇〇土地改良区理事長 △△ △△
構成メンバー	〇〇町、〇〇町農業委員会、〇〇町農業協同組合、〇〇土地改良区

支援事業実施地域において、他事業実施のために既に組織されている協議会がある場合、その協議会を活用することもできます。

5. その他

(1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援計画申請に係る同意

- ※1 土地改良区が申請する場合は、総会又は総代会の議決書を添付。
- ※2 市町村が申請する場合は、原則、受益者全員の同意書を添付する。

(2) その他

**土地改良区が申請を行う場合は、本支援計画を総（代）会で議決していただきます。**

**市町村が申請を行う場合は、受益者の支援計画に係る同意書を添付してください。**



**Q 支援資金を利用したいとき、どこに問い合わせればいいですか？**

A 下記の都道府県土地改良事業団体連合会又は全国土地改良事業団体連合会あてお問い合わせください。



《お問い合わせ先》

〇〇都道府県土地改良事業団体連合会 〇〇部〇〇課

〒

(TEL) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000 (メール)

全国土地改良事業団体連合会 管理システム研究部

〒102-0093 東京都千代田区2-7-4 砂防会館別館4階

(TEL) 03-3234-5612 (FAX) 03-3234-5670 (メール) futankin@inakajin.or.jp